

令和4年度愛媛県県外IT人材マッチング支援事業費補助金募集要領

1. 趣旨

全国的にIT人材が不足する中、県内企業が専門的な知見や能力を有するIT人材を県外から誘致し、DXの推進や経営課題の解決につなげるため、人材マッチングに係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

なお、補助金の交付に当たっては、令和4年度愛媛県県外IT人材マッチング支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この募集要領の定めによることとします。

2. 対象事業

本補助金は、県内企業が自社のDXの推進や経営課題の解決を図ることを目的として、人材紹介事業者等との契約により県外IT人材の募集を行い、正社員として雇用する事業を補助の対象とします。

3. 対象事業者

本補助金の交付の対象となる事業者は、以下の全ての要件を満たしている事業者とします。

- (1) 交付要綱第2条に規定する県内企業であること。
- (2) 補助事業の実施に際して、本補助金以外の補助や助成を受けていない又は受ける予定がないこと。
- (3) 人材紹介事業者等との県外IT人材の募集に係る契約が令和4年6月1日以降であって、当該募集に係るIT人材との雇用契約の締結に至った県内企業であること。
- (4) 県外IT人材を活用する業務領域が、当該人材の専門的な知見やノウハウ、実務経験を必要とし、DXの推進や経営課題の改善に資するものであること。

4. 対象経費、補助率及び補助限度額

人材紹介事業者等に対して支払う成功報酬型の手数料を対象とします。

補助率：補助対象経費の1/2

補助限度額：1社あたり75万円

ただし、中途退職等の理由により、人材紹介事業者等から手数料の返還を受けたときは、すでに支払った補助金の全額又は一部を返還してもらうことがあります。

5. 予算額

7,500千円

※予算の範囲内で補助金を交付します。

6. 募集期間

令和4年6月1日（水）から令和5年1月31日（火）まで

ただし、補助金交付決定額が予算の上限に到達した場合は、募集を終了します。

7. 交付申請の時期

2に掲げる事業により募集した県外 I T人材と雇用契約を締結した日から 15 日以内に交付申請書を提出してください。なお、期限までに提出が困難な場合は、事前に御連絡下さい。

8. 交付申請の方法

交付要綱第 5 条の規定に従い、募集期間内に必要書類を愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課に提出（持参、郵送、メール）してください。

【お問い合わせ・交付申請書提出先】

〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課

T E L : 089-912-2509 (直通)

E-Mail : sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

補助金交付までの流れ

